

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

平成29年3月14日（火） 10時30分～11時25分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

○ 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、査定内容等を説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

①収支率が査定によりこれだけ悪化すると、能率的な経営をきちんとしているのかどうかに疑問が生じてしまう。特に、査定により、車両修繕費が大幅に増加したり、人件費が減ったりしているのは、実態を踏まえたものになっておらず問題であり、計算の仕方などを見直す必要があるのではないか。

②結局、宮城交通が値上げをする理由は何なのか。人件費の増も理由ではなかったのか。

等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

①今回の査定内容は現行の算定基準に従って算出したものであり、車両修繕費の増は外注比率が他と比べて極端に高いこと、人件費は実車走行キロが比較的低いこと等によるものであるが、査定内容について今一度検討する。

② 今後さらにバリアフリー車両の導入等で利用者利便の向上を図るための費用や人件費の増加が見込まれるために上限運賃の変更を申請している。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。